

電気通信事業法施行規則の一部改正について

(諮問第3157号)

<目 次>

- 1 諮問書
- 2 電気通信事業法施行規則の一部改正について
 - 概要
 - 新旧対照表

(公印・契印省略)

諮問第3157号
令和4年12月9日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第7条、第108条及び第109条の規定による基礎的電気通信役務に係る省令委任事項を定めるため、別紙のとおり電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正することとしたい。

ついては、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」
(令和4年9月20日 情報通信審議会答申) を踏まえたユニバーサルサービス制度の改正

概要

令和4年12月9日
総務省
総合通信基盤局
総料金サ一ビス課

ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等

令和4年11月諮問済

(接続料原価の範囲)

- ・ ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等については、基本料に対応する設備とみなすことが適当。また、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等以外のコア網の設備は、音声通信用接続用ルータ及びデータ通信用接続用ルータを含め、接続料原価の範囲とすることが適当。
- ・ 各設備の原価の算定方法について、PSTNを構成する設備群の一部についてはLRIC方式により行う。NGNを構成する設備群の一部や、新規に構築されるワイヤレス固定電話のみで用いられる設備については、まずは将来原価方式により行う。

(接続料原価の算定方法)

- ・ 電話網のIP網への移行後は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当。
- ・ また、電話網のIP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話の導入回線数のごく限定的であるため、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価が、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を上回ることが見込まれる。また、電話網のIP網への移行期間中の加入電話/メタルIP電話の接続料原価は、IP網への移行開始前・移行完了後の網を各々想定して算定する必要があり、接続料原価の比較には相応のコストを要する。これらのことを踏まえると、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当。

(接続料の設定方法)

- ・ 電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当。また、電話網のIP網への移行期間中、ワイヤレス固定電話の接続料は、加入電話/メタルIP電話と同一の接続料として算定することが適当。

(補填の在り方)【令和5年1月以降諮問予定】

- ・ 現行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本として、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせて取り扱い算定することが適当。
- ・ ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合の加入電話の補填額をベースとして、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額を控除することが適当。ただし、ワイヤレス固定電話の導入初期の経過措置として、経過措置期間(5000回線をしきい値とする。)においては、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布から導出される補填額を補填することが適当。

IP網への移行に伴う補填の在り方等

今回諮問対象

(ユニバーサルサービスの範囲の見直し)

- ・ 全国一律料金となり、離島特例通信を特例扱いとする必要性がなくなるため、ユニバーサルサービスの対象外とすることが適当。

(補填額算定)

- ・ 第一種公衆電話の市内通信については引き続きユニバーサルサービスの対象とするものの、補填額算定に当たってはNTT東日本・西日本の料金設定分のみを対象とすることが適当。
- ・ IP網への移行期間中は、第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値(接続料算定時と同一の比率を適用)を補填額とすることが適当。【令和5年1月以降諮問予定】
- ・ 第9次IP-LRICモデルによる補填額の算定に際しての加入者回線の取扱いについては、まずは実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき補填額を算定することが適当。【第9次IP-LRICモデルの運用に反映】

公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の在り方

今回諮問対象

(第一種公衆電話の削減と補填)

- ・ 令和4年度からのSTEP1(5年間)、令和9年度からのSTEP2(10年間)及びそれ以降の3期間に分け、新たな設置基準台数を上回る台数(超過設置分)及び撤去費用の補填は、STEP1の5年間で当初の対象期間とし、STEP2での補填の在り方はSTEP1終了後に検討し、STEP2終了後は撤去費用も含め補填の対象外とすることが適当。
- ・ 超過設置台数分の撤去費用については、撤去費及び除却損を対象とし、補填開始は、令和5年度申請分(令和6年度交付分)から対象とすることが適当。
- ・ 「撤去費用」は、実際に要した費用をベースにNTT東日本・西日本の非効率性を排除した形で算定されるべきであり、実際の算定に当たっては、詳細な費用項目や地域ごとの内訳等を確認し、真に必要な経費のみを補填の対象とすることが考えられる。
- ・ 第一種公衆電話の補填額算定において、実際の収支差額(赤字額)がLRIC方式により算定された補填額を下回る場合には、特別の理由がない限り、補填は実際の収支差額を上回らないようにすべき。ただし、実際の赤字額との比較にあっては報酬額を考慮する必要がある。

(災害時用公衆電話の補填)

- ・ 補填対象は、アクセス回線部分のみとすることが適当。【来年度以降関係省令等改正予定】
- ・ 具体的な補填開始時期や算定方法については、初期の折衝期間終了後(令和5年度末)若しくはSTEP1期間中から、第一種公衆電話の削減効果やNTT東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、検討を行うべき。【来年度以降詳細検討予定】

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和3年7月7日 情報通信審議会答申）の概要

- 災害時用公衆電話は、災害時における第一種公衆電話が果たしている役割を代替するものとしての位置づけを高めており「ユニバーサルサービス」として位置づけることが適当。
- 災害時用公衆電話は必然的に赤字となるサービスであることから、交付金による補填により、安定的な提供を確保する必要。
- 災害時用公衆電話は、これまで交付金による補填を行っていなかったことから、現在利用が減少している第一種公衆電話を効率化することにより、災害時用公衆電話への補填を合わせても総額として国民が負担している額を増やさないことが必要。
- 第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求めている台数を緩和※することが適当。利用者の利便性低下を軽減するため、第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。

※ 市街地ではおおむね500m四方に一台、それ以外の地域ではおおむね1km四方に一台のメッシュの基準をそれぞれ、1km四方に一台、2km四方に一台と設置台数を概ね1/4にすることに一定の妥当性。

答申を踏まえた制度改正の概要

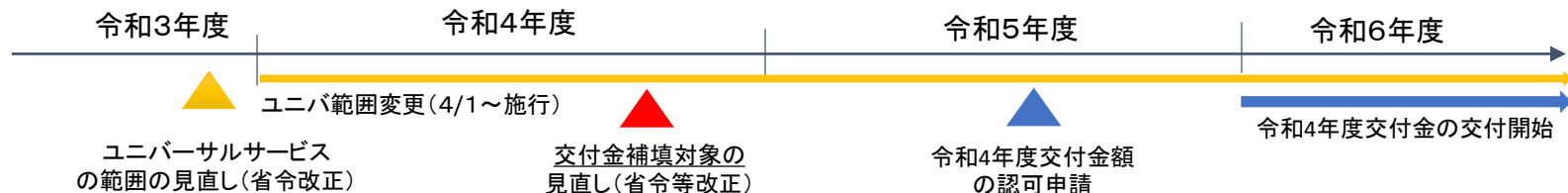
1 ユニバーサルサービスの範囲の見直し【令和4年4月1日施行済】

- ① 災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加
- ② 第一種公衆電話の設置基準の緩和
- ③ 公衆電話の設置及び利用実態把握のための報告内容の精緻化 等

※ ①②は電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、③は電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の改正

2 ユニバーサルサービス交付金の補填対象の見直し → 【今回改正】

- 第一種公衆電話の効率化を踏まえた災害時用公衆電話への補填の考え方の整理 等



1. 公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の見直し【令和5年4月1日施行】

① 第一種公衆電話の削減と補填の在り方

- ✓ 第一種公衆電話機の超過設置台数分のユニバーサルサービスとしての補填は、令和14年度認可分(令和13年度実績)までとする。【[施行規則改正省令\(令和4年総務省令第7号\)附則第4項](#)】
- ✓ 第一種公衆電話機の撤去に係る費用の補填は、令和5年度認可分(令和4年度実績)から令和14年度認可分(令和13年度実績)までとする。【[施行規則様式38の2、施行規則改正省令\(令和4年総務省令第7号\)附則第4項](#)】
- ✓ 超過設置台数分の撤去に係る費用は、実際に要した撤去費用及び除去損を対象とし、詳細な費用項目や地域ごとの内訳等を報告させる。【[算定規則第15条、第17条の2\(新設\)、第17条の3\(新設\)、第18条、別表第1、第9の2～5\(新設\)](#)】
- ✓ 超過設置台数分及び撤去に係る費用の補填の在り方は、本改正省令施行5年後(令和9年)に見直しを実施する。【[本改正省令附則\(新設\)](#)】

② 第一種公衆電話のユニバーサルサービス収支と補填額との関係

- ✓ 第一種公衆電話の区分(市内通信、離島特例、緊急通報)ごとに、LRIC方式により算定された原価とユニバーサルサービス収支上の営業費用を用いたそれぞれの赤字を比較し、いずれか低い額を補填する。【[算定規則第5条第1項](#)】
- ✓ ユニバーサルサービス収支上の営業費用をLRIC方式により算定された原価と比較する際には、報酬額(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)を合わせて考慮する。【[算定規則第7条、別表第1の2\(新設\)](#)】

2. IP網への移行を踏まえた制度整備【令和6年1月1日施行】

① ユニバーサルサービスの範囲の見直し(離島特例通信の扱い)

- ✓ 加入電話と第一種公衆電話の離島特例通信をユニバーサルサービスの対象外とする。【[施行規則第14条第1号ロ、第2号ロ](#)】
- ✓ 令和6年度認可分(令和5年度実績)の補填対象額算定は、加入電話と第一種公衆電話の離島特例通信に係る原価を含める。【[本改正省令附則\(新設\)](#)】

② 第一種公衆電話(市内通信)の補填額算定方法見直し

- ✓ 第一種公衆電話の市内通信の定義を距離別料金を前提としないものに変更する。【[施行規則第14条第2号イ](#)】
- ✓ 公衆電話の市内通信の補填対象額算定に当たっては、NTT東日本・西日本の料金設定分のトラヒックのみを対象とする。【[算定規則第8条～第10条\(削除\)、別表第3\(削除\)](#)】

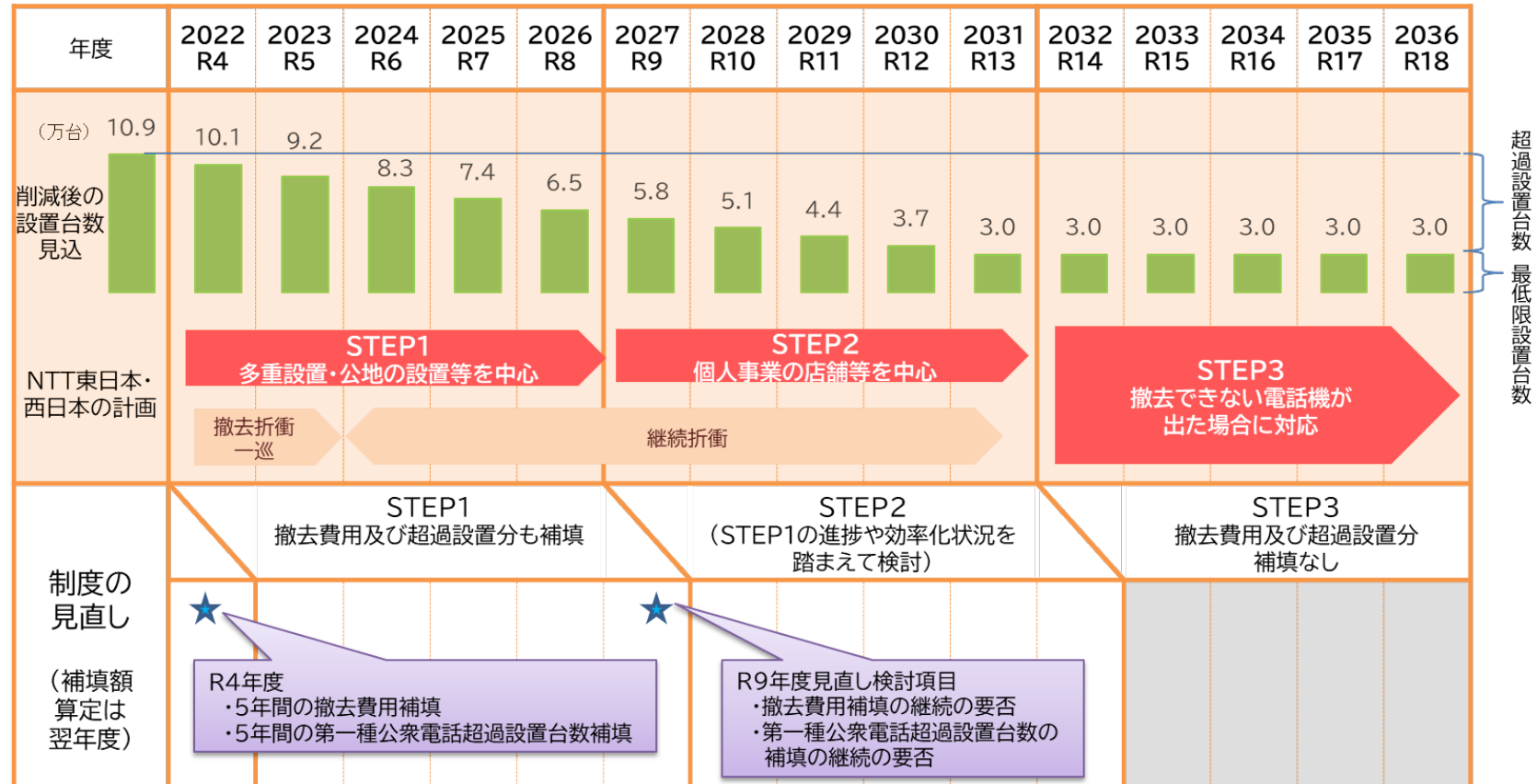
1. ①第一種公衆電話の削減と補填の在り方

7

○ NTT東日本・西日本は、第一種公衆電話の設置基準の緩和(令和4年4月1日施行)を受け、設置基準が求める最低設置台数(1割程度の余剰含む)を超過する7.9万台を10年間で削減する予定。

- (1) 設置基準を超過する設置台数は、令和14年度認可(令和13年度実績)分までを、ユニバーサルサービスの対象として補填することとする。
- (2) 超過設置台数の撤去に係る費用は、令和5年度認可(令和4年度実績)分から令和14年度認可(令和13年度実績)分までを、補填することとする。
- (3) 超過設置台数の撤去に係る費用は、実際に要した撤去費用及び除却損を対象とし、詳細な費用項目や地域ごとの内訳等を報告させることとする。
- (4) なお、超過設置台数のユニバーサルサービスとしての扱い及び撤去に係る費用の補填の在り方は、本改正省令施行5年後(令和9年)に見直すこととする。

【NTT東日本・西日本による第一種公衆電話の削減計画と制度の見直しのイメージ】



改正案

◆電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第7号) 【改正】

附則4 令和十四年三月三十一日までの間当分の間、新施行規則第十四条第二号中「おおむね一キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね一キロメートル四方に一台以上かつおおむね五百メートル四方に一台以下」と、「おおむね二キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね二キロメートル四方に一台以上かつおおむね一キロメートル四方に一台以下」とする。

◆電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という)

様式第38の2(基礎的電気通信役務収支表) 【改正】 ※表は抜粋

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

役 務 の 細 目		営業収益	営 業 費 用				営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用			
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用				
2 第14条第2号に掲げるもの※	(1) 同号イに掲げるもの							
	(2) 同号ロに掲げるもの							
	(3) 同号ハに掲げるもの							
	小 計							
合計								

※第14条第1号、第3号及び第4号について同様に規定

3 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とし、「第一種公衆電話機削減費用」は第14条第2号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。)に係る費用とする。

4 「うち設備管理部門費用」及び「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

改正案

◆基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という)

(設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定) **【改正】**

第十八条 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

別表第1(第6条関係)(法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表) **【改正】** ※表は抜粋

役 務 の 細 目		収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
				うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価	
2 第14条第2号に掲げるもの ※	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	(3) 同号ハに掲げるもの					
	小 計					
合計						

※第14条第1号について同様に規定

改正案

◆算定規則

(設備管理部門の資産及び費用の整理) 【改正】

第十五条 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価(施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。以下「第一種公衆電話機台数削減」という。))に係るものを除く。)の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

[2～4 略]

改正案

◆算定規則

(第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理) 【新設】

第十七条の二 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価(第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。)の算出に当たっては、施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産(当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。)及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。)を、別表第九の二の左欄の対象設備ごとに、同表の右欄の設備区分に区分して行うものでなければならない。

3 第一項の整理は、資産にあっては、別表第六に掲げる正味固定資産算定方法を用いて別表第九の三による第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表を作成して、費用にあっては、別表第九の四に掲げる費用算定方式を用いて別表第九の五による第一種公衆電話台数削減に係る区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

(第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門原価の算定) 【新設】

第十七条の三 前条第一項に規定する第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価は、別表第九の五の第一種公衆電話機台数削減区分別費用明細表に記載された費用とする。

別表9の2(第17条の2関係) 【新設】

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備	メタルケーブル	加入者側終端装置～局舎側終端装置間に設置するもの(第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられるものに限る。)
公衆電話機	公衆電話機端末	公衆電話機端末(公衆電話ボックス及び端末設備の設置または格納に必要な置台等の設備を含む。)配線設備(公衆電話機端末～加入者側終端装置間に設置するものに限る。)

別表9の3(第17条の2関係) 【新設】

		年度分 (単位 円)
対象設備	地域名	
第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産(当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。)	メタルケーブル	
	公衆電話機端末及びこれの附属設備	

改正案

◆算定規則

別表9の4(第17条の2関係) 【新設】

費用区分	算定方式
撤去費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第2号イに係るもの 一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量 対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 (以下略)
廃棄物処理費用	(略)
その他撤去に係る費用	(略)
除去損	(略)
管理共通費	(略)

※各費用区分について、第一種公衆電話の区分(市内通信、離島特例、緊急通報)ごとに按分する算定方式を規定

改正案

◆算定規則

別表9の5(第17条の2関係) 【新設】

年度分
(単位 円)

対象区分			地域名			合計		
			金額	件数	平均費用	金額	件数	平均費用
公衆電話機端末及びこれの 附属設備撤去 費用	端末設備撤去費用							
	公衆電話ボックス等 撤去費用	特殊工事を含ま ない場合						
		特殊工事を含む 場合						
		キャビネット等撤去費用						
メタルケーブル撤去費用								
廃棄物処理費用								
その他撤去に係る費用								
除去損	公衆電話機端末及びこれの附属設 備に係るもの							
	メタルケーブルに係るもの							
管理共通費								
合計								
備考								

注1～6 (略)

※地域名の区分方法及び対象区分毎に記載すべき金額等の具体的な内容について規定

※対象区分のそれぞれの項には第一種公衆電話の区分(市内通信、離島特例、緊急通報)ごとに按分して記載する旨規定

改正案

◆本改正省令 **【新設】**

附則3 総務大臣は、この省令の施行後五年を目途として、新施行規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

- 第一種公衆電話の補填額の算定に当たっては、LRIC方式により算定した費用が収益を上回る額を補填することとしているが、近年、補填額がNTT東日本・西日本の実際の赤字額（ユニバーサルサービス収支上の赤字）を上回る状況が続いている。
- (1) 第一種公衆電話の区分（市内通信、離島特例、緊急通報）ごとに、LRIC方式に基づき算定された原価とユニバーサルサービス収支上の営業費用を用いたそれぞれの赤字を比較し、いずれか低い額を補填することとする。
- (2) ただし、LRIC方式により算定した費用には資本費用等が原価として計上されていることから、ユニバーサルサービス収支上の営業費用との比較の際には、報酬額（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）を合わせて考慮することとする。

【（参考）ユニバーサルサービスに係る収支の状況及び補填額等】

会計年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ユニバ収支(億円)	-1,022	-819	-818	-816	-796	-535	-395	-572	-546	-524
加入電話	-981	-781	-783	-783	-758	-502	-362	-539	-513	-490
公衆電話	-41	-38	-35	-33	-38	-34	-32	-33	-33	-34
認可年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
補填額(億円)	69	69	68	69	65	65	66	67	68	64
加入電話	30	30	30	32	29	28	28	29	28	26
公衆電話	39	39	37	37	36	37	38	38	40	37
ユニバ収支 －補填額(億円)	953	750	750	747	731	470	329	505	478	460
加入電話	951	751	753	751	729	474	334	510	485	516
公衆電話	2	-1	-2	-4	2	-3	-6	-5	-7	-3

改正案

◆算定規則

(交付金の額の算定方法等) **【改正】**

第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額(以下「補填対象額」という。)から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額(以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。)を控除する方法とする。

三 法第百九条第二項の原価(施行規則第十四条第一号ロ~~並びに第二号イ、ロ及びハ~~に規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ※加入電話・離島特例通信に係る規定

四 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

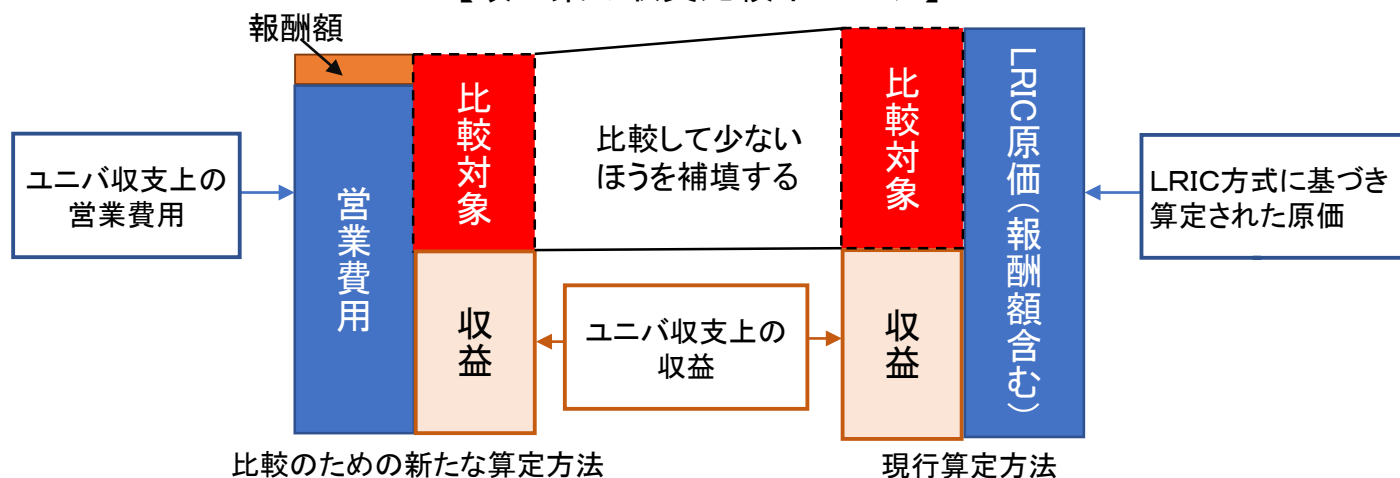
イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表(以下「基礎的電気通信役務収支表」という。)の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ※第一種公衆電話・市内通信に係る規定

五 (略) ※第一種公衆電話・離島特例通信(施行規則第十四条第二号ロ)について第四号と同様に規定

六 (略) ※第一種公衆電話・緊急通報(施行規則第十四条第二号ハ)について第四号と同様に規定

【改正案の収支比較イメージ】



改正案

◆算定規則

(支援機関に届け出る事項) **【改正】**

第七条 法第百九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

五 施行規則第十四条第二号イ、ロ及びハのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

別表第1の2(第6条関係) 第7条第5号に規定する事項 **【新設】**

年度分
(単位 円)

役務の細目	他人資本費用	自己資本費用	利益対応税	合 計
1 施行規則第14条第2号イに掲げるもの				
2 施行規則第14条第2号ロに掲げるもの				
3 施行規則第14条第2号ハに掲げるもの				
合 計				

注1 他人資本費用の額は、次の式により計算すること。

当該役務の細目に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

2～16 (略)

※他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税は、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第11条～第13条に準じて規定

○ NTT東日本・西日本は、令和6年1月のIP網への移行に伴う距離別料金体系の撤廃に合わせて、離島通信に関する特例の廃止を予定している。

(1) 全国一律料金となることから、料金設定上離島通信を特例扱いとする必要がなくなるため、**令和6年1月より、加入電話及び第一種公衆電話の離島特例通信をユニバーサルサービスの対象外とする※。**

(2) **ただし、令和6年度認可分(令和5年度実績)の補填額算定の際には、加入電話及び第一種公衆電話の離島通信に係る原価を含めることとする。**

※加入電話の基本料部分は引き続きユニバーサルサービスの対象であり、第一種公衆電話についてはユニバーサルサービスとしての設置基準が定められていることから、いずれも離島において引き続き利用可能。

改正案

◆施行規則

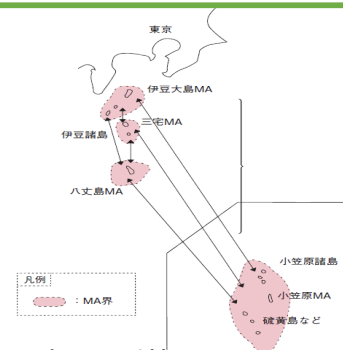
(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条第1号口及び第2号口 **【削除】** ※基礎的電気通信役務の範囲として、加入電話及び第一種公衆電話の離島特例通信を定める規定

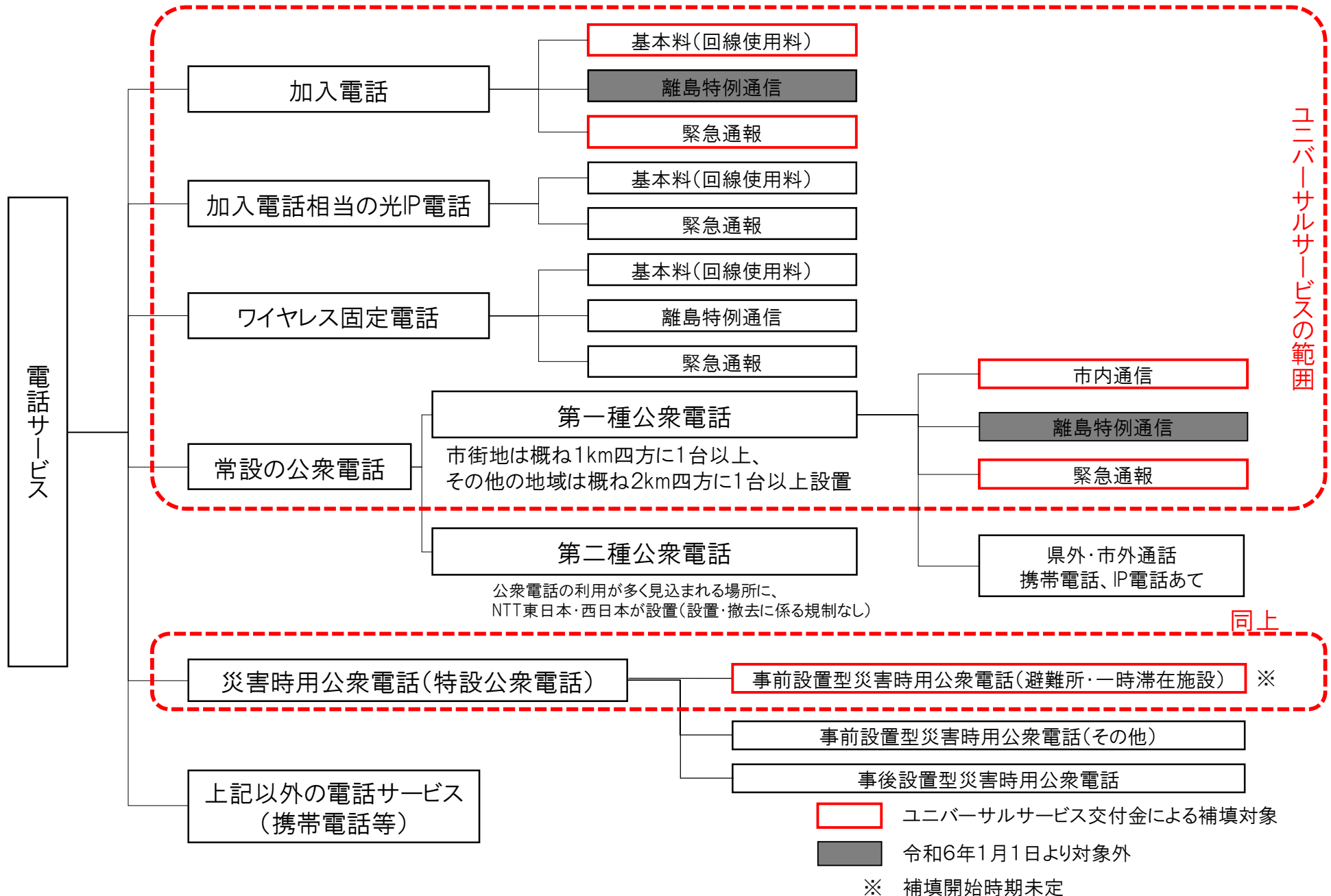
◆本改正省令 **【新設】**

附則4 令和五年度に提供された基礎的電気通信役務の提供に係る補填対象額の算定にあつては、この省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という。)第六条第一項に規定する原価及び収益の額(旧施行規則第十四条第二号口に規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。)、算定規則第七条第三号及び第四号に規定する通信量の割合並びに同規則第十三条に規定する通信量等の記録については、令和五年四月一日から令和五年十二月三十一日までの基礎的電気通信役務の提供に係るものとし、この省令による改正前の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第八条の適用については、同条第一項及び第二項中「前年度」とあるのは「令和五年四月一日から令和五年十二月三十一日まで」とする。

通話料(税込み)		現状	IP網への移行後
固定電話発	固定電話着	昼間・夜間:9.35円/3分～11円/45秒 深夜・早朝:9.35円/4分～11円/90秒 ＜距離段階・時間帯別・県間通話未提供＞	9.35円/3分 ＜全国一律・全時間帯＞
	携帯電話着	17.6円/分	現状と同額
	050IP電話着	11.55～11.88円/3分 ＜事業者別＞	11.55円/3分
公衆電話発	固定電話着	昼間・夜間:56秒/10円～8秒/10円 深夜・早朝:76秒/10円～13.5秒/10円 ＜距離段階・時間帯別＞	56秒/10円 ＜全国一律・全時間帯＞
	携帯電話着	15.5秒/10円	現状と同額
	050IP電話着	17.0～18.0秒/10円	18.0秒/10円



- ①離島MAと本土の近接MA
小笠原諸島⇄東京(03)
- ②同一県内の離島MA
伊豆大島、三宅島、八丈島、小笠原諸島相互間
・現在:44円/3分のところ特例により22円/3分
・令和6年1月～:全国一律9.35円/3分



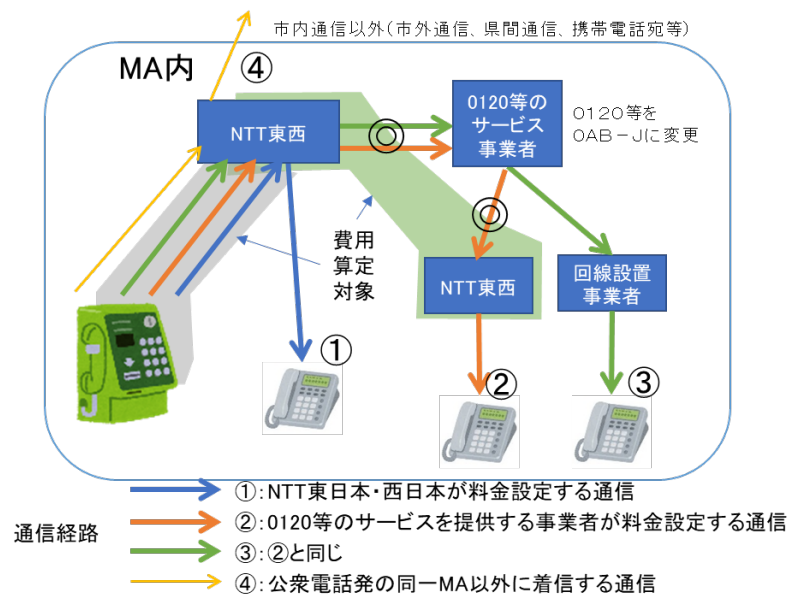
○ 第一種公衆電話（市内通信）に係る補填額の算定には、NTT東日本・西日本及び接続事業者の市内通信トラヒックを特定する必要があるが、IP網への移行に伴い事業者間精算のためのエリア情報の流通が行われなため、同様のデータの取得には、接続事業者側にシステム改修などの負担が発生し、更にシステム改修を行ってもなお把握できないものが存在する。

(1) このため、**第一種公衆電話の市内通信の定義を距離別料金を前提としないものに変更**する。

(2) さらに、**第一種公衆電話の市内通信の補填額算定に当たっては、NTT東日本・西日本の料金設定分のトラヒックのみを対象***とする。

※接続事業者が料金設定を行う通信に係るNTT東日本・西日本と接続事業者間の収益・費用は理論上同額となる。

【（参考）第一種公衆電話発信通信の分類<概要>】



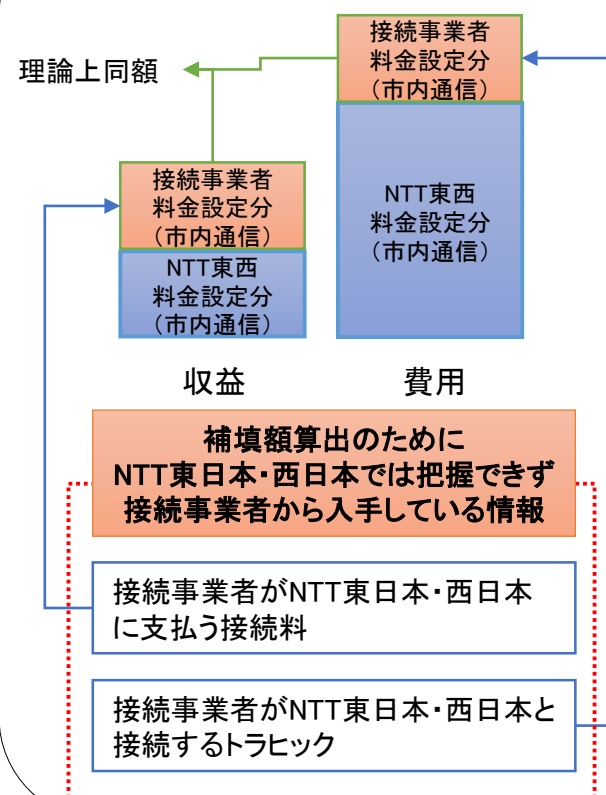
【費用算定方法】

公衆電話機単価 × (市内通信トラヒック(①～③) ÷ 公衆電話発信全トラヒック(①～④))
(端末回線及びNTSコストも上記と同様)

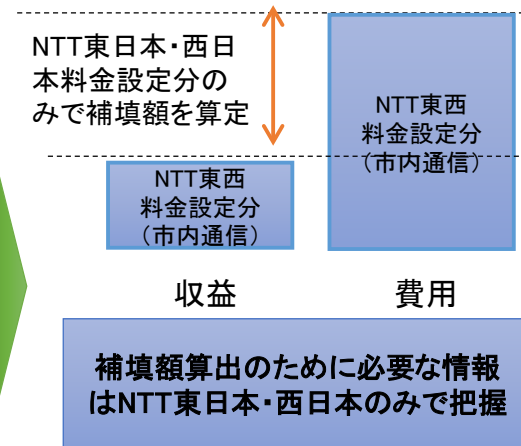
公衆電話発信の市内通信に係る①～③のトラヒックに応じた交換機の接続料相当の合計

【第一種公衆電話発信通信の補填額算定方法】

<現行>



<改正案>



改正案

◆施行規則

（基礎的電気通信役務の範囲） **【改正】**

第十四条 第二号

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域 （電気通信役務に関する料金の適用に用いられる単位として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

（参考）施行規則第十四条第一号ロ（本改正省令により削除予定）における「単位料金区域」の定義

電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。

◆算定規則

（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出）

第八条 **【削除】**

※接続事業者等に対する規定

（交付金の額を算定するための収益の額の算出）

第九条 **【削除】**

※支援機関が、適格電気通信事業者から届出のあった収益の額に、第八条の規定により接続電気通信事業者等から提出のあった負担額等を加える方法により交付金の額を算定するための収益の額を算出することを定める規定

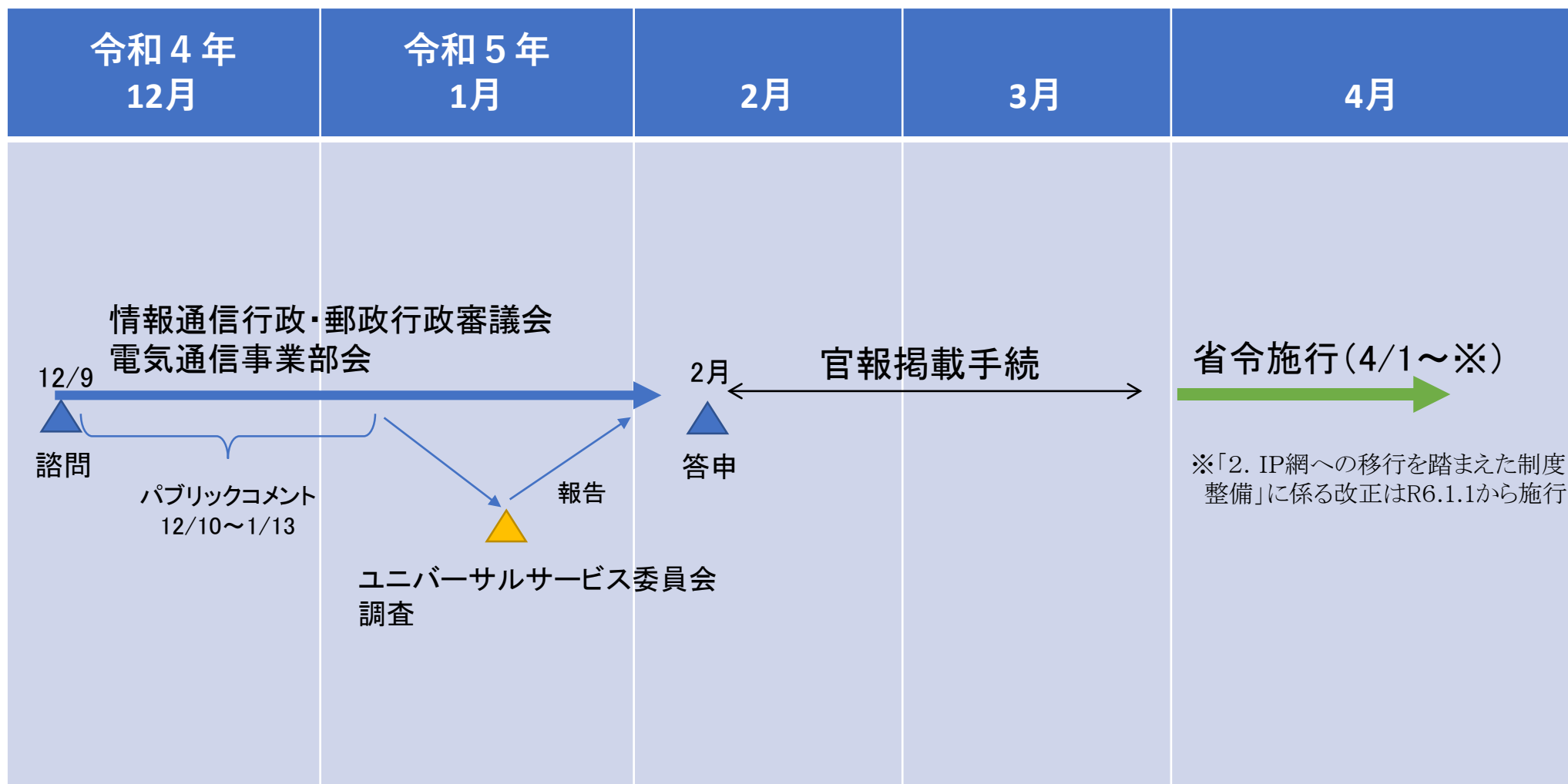
（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知）

第十条 **【削除】**

※支援機関が、第八条の規定により接続電気通信事業者等から提出のあった負担額等を適格電気通信事業者に通知することを定める規定

別表第3（第8条関係） **【削除】**

※第八条に基づき接続電気通信事業者等が提出する負担額等の様式を定める規定



○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

総 計	総 計
-----	-----

様式第38の2 (第40条の3第1号、第40条の4第1項関係)	様式第38の2 (第40条の3第1号、第40条の4第1項関係)
基礎的電気通信役務収支表	基礎的電気通信役務収支表

【略】
第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用				営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用	うち一般公共料金	うち一般公共料金削減費用		
1 第14(1) 同号イに 条第1号に掲げるもの							
(2) 同号ロに掲げるもの							
(3) 同号ハに掲げるもの							
小計							
2 第14(1) 同号イに 条第2号に掲げるもの							
(2) 同号ロに掲げるもの							
(3) 同号ハに掲げるもの							
小計							
3 第14(1) 同号イに 条第3号に掲げるもの							
(2) 同号ロに掲げるもの							
小計							
4 第14(1) 同号イに 条第4号に掲げるもの							
(2) 同号ロに掲げるもの							

【同左】
第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用		営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
1 第14(1) 同号イに 条第1号に掲げるもの					
(2) 同号ロに掲げるもの					
(3) 同号ハに掲げるもの					
小計					
2 第14(1) 同号イに 条第2号に掲げるもの					
(2) 同号ロに掲げるもの					
(3) 同号ハに掲げるもの					
小計					
3 第14(1) 同号イに 条第3号に掲げるもの					
(2) 同号ロに掲げるもの					
小計					
4 第14(1) 同号イに 条第4号に掲げるもの					
(2) 同号ロに掲げるもの					

の	(3) 同号へに 掲げるもの								
	小 計								
合 計									
[注 1・2 略] 3 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備 接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する「第 一 種 指 定 設 備 管 理 部 門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とし 、 「第一種公衆電話機削減費用」は第 14 条第 2 号に規定する第一種公衆電話機を設置して 提供する音声伝送業務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去（当該電 気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。）に係る費用とす る。 4 「うち設備管理部門費用」、 「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台 数削減費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。 [5・6 略] [第 2 表 略]									
の	(3) 同号へに 掲げるもの								
	小 計								
合 計									
[注 1・2 同左] 3 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備 接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する「第 一 種 指 定 設 備 管 理 部 門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とし る。 4 「うち設備管理部門費用」及び「うち設備利用部門費用」の欄は、適格電気通信事業者 に限り記載するものとする。 [5・6 同左] [第 2 表 同左]									

備考 表中の「」の記載は任意である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第二条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(交付金の額等の認可申請) 第四条 法第百九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法についての認可の申請は、様式第一の申請書に、別表第一、別表第二、別表第三の二及び別表第十の書類並びに交付金の額の算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。 (交付金の額の算定方法等) 第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。 〔一・二 略〕 三 法第百九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 四 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 五 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 六 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合	(交付金の額等の認可申請) 第四条 法第百九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法についての認可の申請は、様式第一の申請書に、別表第一、別表第二、別表第三の二及び別表第十の書類並びに交付金の額の算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。 (交付金の額の算定方法等) 第五条 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 法第百九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ、ロ及びハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 〔新設〕 〔新設〕

の当該上回る額

〔2 略〕

3 前二項の規定により算定した交付金の額が、基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額以上となるときは、交付金の額は、当該控除して得た額に満たない額（当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零）とする。

〔4 略〕

（原価等の届出）

第六条 法第九十九条第二項の規定による原価及び収益の額の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、別表第一の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、それらの算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

2 次条各号に掲げる事項の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、同条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第一の二及び別表第二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

（支援機関に届け出る事項）

第七条 法第九十九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一〇四 略〕

五 施行規則第十四条第二号イ、ロ及びハのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

（設備管理部門の資産及び費用の整理）

第十五条 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去（当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみに目的とするものに限る。以下「第一種公衆電話機台数削減」という。）に係るものを除く。）の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率のなものとなるように新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

〔2〇4 略〕

（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理）

〔2 同上〕

3 前二項の規定により算定した交付金の額が、施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額以上となるときは、交付金の額は、当該控除して得た額に満たない額（当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零）とする。

〔4 同上〕

（原価等の届出）

第六条 〔同上〕

2 次条各号に掲げる事項の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、同条第一号及び第二号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

（支援機関に届け出る事項）

第七条 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

〔新設〕

（設備管理部門の資産及び費用の整理）

第十五条 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率のなものとなるように新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

〔2〇4 同上〕

第十七条の二 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）の算出に当たっては、施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産（当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備（当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）を、別表第九の二の左欄の対象設備ごとに、同表の右欄の設備区分に区分して行うものでなければならない。

3 第一項の整理は、資産にあつては、別表第六に掲げる正味固定資産算定方法を用いて別表第九の三による第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表を作成して、費用にあつては、別表第九の四に掲げる費用算定方式を用いて別表第九の五による第一種公衆電話台数削減に係る区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門原価の算定）

第十七条の三 前条第一項に規定する第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価は、別表第九の五の第一種公衆電話機台数削減区分別費用明細表に記載された費用とする。

（設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定）

第十八条 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

別表第 1（第 6 条関係） 法第108条第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
適格電気通信事業者名

		設備管理部門の基礎的電気通信役務原価				設備利用部門の基礎的電気通信役務原価		基礎的電気通信役務原価	
		うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価		うち第一種公衆電話機台数削減原価					
1	施行規(1) 同号イ								

〔新設〕

〔新設〕

（設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定）

第十八条 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により、基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

別表第 1（第 6 条関係） 法第108条第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
適格電気通信事業者名

		設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価		基礎的電気通信役務原価	
		収益の額					
1	施行規則第(1) 同号イに掲						

則第14条に掲げるもの 第1号に掲げるもの	(2) 同号ロに掲げるもの								
	(3) 同号ハに掲げるもの								
	小計								
	2 施行規則第14条第2号に掲げるもの								
	(2) 同号ロに掲げるもの								
	(3) 同号ハに掲げるもの								
	小計								
	合計								

[注1～6 略]

別表第1の2（第6条関係） 第7条第5号に規定する事項
適格電気通信事業者名

(単位 円)					年度分				
役務の細目	他人資本費用	自己資本費用	利益対応税	合計					
1 施行規則第14条第2号イに掲げるもの									
2 施行規則第14条第2号ロに掲げるもの									
3 施行規則第14条第2号ハに掲げるもの									

14条第1号に掲げるもの	げるもの								
	(2) 同号ロに掲げるもの								
	(3) 同号ハに掲げるもの								
	小計								
2 施行規則第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの								
	(2) 同号ロに掲げるもの								
	(3) 同号ハに掲げるもの								
	小計								
合計									

[注1～6 同左]

[新設]

るもの				
合 計				

注 1 他人資本費用の額は、次の式により計算すること。

当該役務の細目に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

2 他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定すること。

3 当該役務に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算すること。

当該役務に係るレートベース＝（当該役務の提供に係る正味固定資産価額×（1＋繰延資産比率＋投資等比率＋貯蔵品比率）＋運転資本）×原価及び利潤の算定期間

4 正味固定資産価額は、電気通信事業会計規則第5条第1項に基づき作成した固定資産等明細表の差引期末残高を基礎として、算定された額とする。

5 繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第2様式第2に記載された指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第2様式第1に記載された固定資産の額から同表様式第1に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定すること。

6 運転資本の額は、次に掲げる式により計算すること。

運転資本＝対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（算定対象電気通信役務の提供から当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金の収納までの平均的な日数／三百六十五日）

7 他人資本利子率は、仕債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとすること。

8 有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定すること。

9 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とすること。

10 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算すること。

自己資本費用＝基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額（当該役務の提供に係るものに限る。）×自己資本比率×自己資本利益率

11 自己資本比率は、一から他人資本比率を差し引いたものとすること。

12 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この様式において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高

い年度を除く。)の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とすること。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ β ×(他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利)

13 β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とすること。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

14 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算すること。

利益対応税＝(自己資本費用＋基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額(当該役務の提供に係るものに限る。)×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×有利子相当率)×利益対応税率

15 有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定すること。

16 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とすること。

別表第6 (第15条・第17条の2関係) 正味固定資産価額算定方法

【略】

【表略】

別表第9の2 (第17条の2関係)

設備区分	
対象設備	
端末系伝送路設備	メタルケーブル 加入者側終端装置～局舎側終端装置間に設置するもの(第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられるものに限る。)
公衆電話機	公衆電話機端末(公衆電話ボックス及び端末設備の設置または格納に必要な置台等の設備を含む。) 配線設備(公衆電話機端末～加入者側終端装置間に設置するものに限る。)

別表第9の3 (第17条の2関係)

適格電気通信事業者名

第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表		
(単位 円)		
第一種公衆電話機設置して提供す		
対象設備	メタルケーブル	地域名

別表第6 (第15条関係) 正味固定資産価額算定方法

【同左】

【表同左】

【新設】

【新設】

る音声伝送役務のみに用いていた資産（当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）	公衆電話機端末及びこれの附属設備	
---	------------------	--

- 注 1 地域とは、全国を北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国・四国及び九州・沖縄に分けたものをいう。なお、北海道には、北海道を、東北には、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県を、関東には、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県を、信越には、新潟県及び長野県を、北陸には、富山県、石川県及び福井県を、東海には、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県を、近畿には、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を、中国・四国には、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県を、九州・沖縄には、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮城県、鹿児島県及び沖縄県を含める。
- 2 「地域名」と記載されている箇所には、当該適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。
- 3 「地域名」の欄には、対象設備が撤去された時点での資産額を地域ごとに合計して記載すること。

別表第9の4（第17条の2関係）

費用区分	算定方式
撤去費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号ハに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率

〔新設〕

	メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号ハに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
廃棄物処理費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの 第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの 第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
その他撤去に係る費用	当該適格電気通信事業者のフリース・リース取引の契約のうち第一種公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。以下「リース契約」という。）の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号イに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号ロに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号ハに係るもの

	リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率				
除去損	施行規則第14条第2号イに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 施行規則第14条第2号ロに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 施行規則第14条第2号ハに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率				
管理共通費	施行規則第14条第2号イに係るもの 電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した基礎的電気通信役務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下、「管理共通費」という。）×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 施行規則第14条第2号ロに係るもの 管理共通費×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 施行規則第14条第2号ハに係るもの 管理共通費×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率				

別表第9の5（第17条の2関係）
 第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表
 適格電気通信事業者名 _____

		年度分			
		(単位 円)			
対象区分	対象役務	地域名			合計
		金	件	平	金 件 平

[新設]

公衆電話端末及びこの附属設備撤去費用	端末設備撤去費用	施行規則第14条第2号イに係るもの	額	数	均費用	額	数	均費用
公衆電話端末及びこの附属設備撤去費用	公衆電話ボックス等撤去費用	特殊工事を含まない場合	施行規則第14条第2号イに係るもの					
			施行規則第14条第2号ロに係るもの					
			施行規則第14条第2号ハに係るもの					
			施行規則第14条第2号ニに係るもの					
	特殊工事を含む場合		施行規則第14条第2号イに係るもの					
			施行規則第14条第2号ロに係るもの					
			施行規則第14条第2号ハに係るもの					
			施行規則第14条第2号ニに係るもの					
	キヤビネット等撤去費用		施行規則第14条第2号イに係るもの					
			施行規則第14条第2号ロに係るもの					
			施行規則第14条第2号ハに係るもの					
			施行規則第14条第2号ニに係るもの					
	メタルケーブール撤去費用		施行規則第14条第2号イに係るもの					
			施行規則第14条第2号ロに係るもの					
			施行規則第14条第2号ハに係るもの					
			施行規則第14条第2号ニに係るもの					
	廃棄物処理費用		施行規則第14条第2号イに係るもの					
			施行規則第14条第2号ロに係るもの					

	施行規則第14条第2号ロに係るもの					
	施行規則第14条第2号ハに係るもの					
	施行規則第14条第2号イに係るもの					
	施行規則第14条第2号ロに係るもの					
その他撤去に係る費用	施行規則第14条第2号イに係るもの					
	施行規則第14条第2号ロに係るもの					
	施行規則第14条第2号ハに係るもの					
	施行規則第14条第2号ロに係るもの					
除 去 損 の	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの					
	施行規則第14条第2号イに係るもの					
	施行規則第14条第2号ロに係るもの					
	施行規則第14条第2号ハに係るもの					
メタルケーブルに係るもの	施行規則第14条第2号イに係るもの					
	施行規則第14条第2号ロに係るもの					
	施行規則第14条第2号ハに係るもの					
	施行規則第14条第2号ロに係るもの					
管理共通費	施行規則第14条第2号ハに係るもの					
	施行規則第14条第2号イに係るもの					
	施行規則第14条第2号ロに係るもの					
	施行規則第14条第2号ハに係るもの					
合計	施行規則第14条第2号イに係るもの					
	施行規則第14条第2号ロに係るもの					
	施行規則第14条第2号ハに係るもの					
	施行規則第14条第2号ロに係るもの					
合 計						
備 考						

注 1 地域とは、全国を北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国・四国及び九州・沖縄に分けたものをいう。なお、北海道には、北海道を、東北には、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県を、関東には、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県を、信越には、新潟県及び長野県を、北陸には、富山県、石川県及び福井県を、東海には、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県を、近畿には、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を、中国・四国には、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県を、九州・沖縄には、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県を含める。 2 「地域名」と記載されている箇所には、当該適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。 3 公衆電話ボックス等とは、公衆電話ボックス本体、基礎台及びこれらの附属設備をいう。 4 特殊工事とは、タイル、れんが又はブロックの工事その他公衆電話ボックスの撤去に通常要しない工事をいう。 5 キヤベネット等とは、キヤベネット、スタンド及びこれらの附属設備をいう。地域名ごとの「平均費用」の欄は、当該対象役務の金額を件数で除いたものを記載すること。 6 「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第2号イ、ロ及びびへに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。	
備考	表中の「」の記載及び改竄、増減の二重線を付した欄記号分を添へることをした場合は、当該記号分を添へる。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和

二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		改正前	
附則 (補填対象額の算定等の特例) 第二条 交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		附則 (補填対象額の算定等の特例) 第二条 「同上」	
第二条 【略】	【略】	第二条 【同上】	【同上】
第五条 【略】	【三十三 略】	第五条 【同上】	【三十三 同上】
第一項 【一・二 略】 三 法第九十九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る	一次に掲げる額を合算して得た額 【イ・ロ 略】 ハ 基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気	第一項 【一・二 同上】 三 法第九十九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ、ロ及びハに規定する基礎的	【同上】 【イ・ロ 同上】 ハ 基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ、ロ及

	ものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 四 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 イ 法第九十九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 五 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 イ 法第九十九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額を上回る場合の当該上回る額 ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額	
	通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 二 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 (1) 基礎的電気通信役務原価（一）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ホ 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 (1) 基礎的電気通信役務原価（一）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 へ 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 (1) 基礎的電気通信役務原価（一）が、	
	電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 〔新設〕	四ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 〔新設〕
	〔新設〕	〔新設〕

	六 次（イ及びロ）に掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 イ 法第九十九条第二項の原価が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額
第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 二 次に掲げる額を合算して得た額 「イ・ロ 略」 ハ 基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 二 次（1）及び（2）に掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 （1） 基礎的電気通信役務原価（二）が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 （2） 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ホ 次（1）及び（2）に掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 （1） 基礎的電気通信役務原価（二）が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 （2） 基礎的電気通信役務収支表の第一表	第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 二 次に掲げる額を合算して得た額 「イ・ロ 略」 ハ 基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 二 次（1）及び（2）に掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 （1） 基礎的電気通信役務原価（二）が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 （2） 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ホ 次（1）及び（2）に掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 （1） 基礎的電気通信役務原価（二）が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 （2） 基礎的電気通信役務収支表の第一表
	「新設」
「新設」	二 「同上」 「イ・ロ 同上」 ハ 基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ、ロ及びハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 「新設」

[illegible]

略												
第四条 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（二）の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「<u>基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備</u>」とあるのは、「<u>基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）附則第三條第一項の電気通信設備</u>」と読み替えるものとする。 2 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（二）の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。												
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。												
同上												
第四条 新規則第十六条から第十八条までの規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（二）の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「<u>基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備</u>」とあるのは、「<u>基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）附則第三條第一項の電気通信設備</u>」と読み替えるものとする。 2 新規則第十六条から第十八条までの規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（二）の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。												

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める

改正後	附則 〔133 略〕 4 令和十四年三月三十一日までの間、新施行規則第十四条第二号中「おおむね一キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね一キロメートル四方に一台以上かつおおむね五百メートル四方に一台以下」と、「おおむね二キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね二キロメートル四方に一台以上かつおおむね一キロメートル四方に一台以下」とする。
改正前	附則 〔133 同上〕 4 当分の間、新施行規則第十四条第二号中「おおむね一キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね一キロメートル四方に一台以上かつおおむね五百メートル四方に一台以下」と、「おおむね二キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね二キロメートル四方に一台以上かつおおむね一キロメートル四方に一台以下」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第三十八の二の第一表については、当分の間、一の項(2)、三の項及び四の項を記載しないこととする。

（検討）

- 3 総務大臣は、この省令の施行後五年を目途として、新施行規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(基礎的電気通信役務の範囲) 第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。 一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。)(ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。) 〔イ 略〕 〔削る〕 ロ 第一種公衆電話機(社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機であつて、市街地(最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。)(においてはおおむね一キロメートル四方に一台、それ以外の地域(世帯又は事業所が存在する地域に限る。)(においてはおおむね二キロメートル四方に一台の基準により設置されるものをいう。以下同じ。))を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロまでに該当するもの(前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。)	(基礎的電気通信役務の範囲) 第十四条 〔同上〕 一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。)(ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。) 〔イ 同上〕 ロ アナログ電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの(イに掲げるものを除く。) (1) 離島(本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。)(のみで構成される単位料金区域(電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。))の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信 (2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信 ハ 第一種公衆電話機(社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機であつて、市街地(最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。)(においてはおおむね一キロメートル四方に一台、それ以外の地域(世帯又は事業所が存在する地域に限る。)(においてはおおむね二キロメートル四方に一台の基準により設置されるものをいう。以下同じ。))を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの(前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。)

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の適用に用いられる単位として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの
【削る】

ロ 【留】
【二〇二一〇四 留】
（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。
【二 留】

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）
基礎的電気通信役務収支表

【略】

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業 収益	営業費用				営業 利益	摘要
		うち設備管理部門費用		うち設備部門費用			
		うち第一種公共電話機台数削減費用	うち第二種公共電話機台数削減費用	うち第一種公共電話機台数削減費用	うち第二種公共電話機台数削減費用		
1 第14(1) 同号イに 条第1 掲げるもの							

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

ロ 第一種公衆電話機に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの

- (1) 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信
- (2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

【同左】
【二〇二一〇四 同左】
（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。
【二 同左】

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）
基礎的電気通信役務収支表

【同左】

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業 収益	営業費用				営業 利益	摘要
		うち設備管理部門費用		うち設備部門費用			
		うち第一種公共電話機台数削減費用	うち第二種公共電話機台数削減費用	うち第一種公共電話機台数削減費用	うち第二種公共電話機台数削減費用		
1 第14(1) 同号イに 条第1 掲げるもの							

[illegible]

法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第1号、第2号及び第3号に規定する基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

[削る]

[削る]

第14条第2号イに規定する基礎的電気通信役務に係るものうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

3~7 [略]
[第2表 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第二条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 「第一章 略」 第二章 交付金 「第一節 略」 第二節 削除 「第三節・第四節 略」 「第三章・第四章 略」 附則 （交付金の額の算定方法等） 第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。 「一 略」 二 法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 「削る」 三 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 イ 法第百九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 四 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 イ 法第百九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額	目次 「第一章 同上」 第二章 「同上」 「第一節 同上」 第二節 収益の額の算定（第八条―第十条） 「第三節・第四節 同上」 「第三章・第四章 同上」 附則 （交付金の額の算定方法等） 第五条 「同上」 「一 同上」 二 法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 三 法第百九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 四 「同上」 イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 五 「同上」 イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔削る〕

〔254 略〕

（支援機関に届け出る事項）

第七条 法第百九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一 略〕

二 収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

〔三・四 略〕

五 施行規則第十四条第二号イ及びロのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

第二節 削除

第八条 削除

の当該上回る額

六 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔254 同上〕

（支援機関に届け出る事項）

第七条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

〔三・四 同上〕

五 施行規則第十四条第二号イ、ロ及びハのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

第二節 収益の額の算定

（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出）

第八条 接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）は、支援機関の求めに応じて、年度ごとに、年度経過後三月以内に、次に掲げる事項について、別表第三第一及び第二により支援機関に提出するものとする。

一 前年度における適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続に関して当該適格電気通信事業者ごとに負担した額（以下「負担額」という。）、通信量及び単価（以下「負担額等」という。）（当該接続により適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。）

二 前年度における前号に規定する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関する当該適格電気通信事業者ごとの負担額等（当該卸電気通信役務の提供により適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。）

前項各号に掲げる事項について、接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）が、電気通信設備の接続又は卸電気通信役務の提供により適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限り算出し、提出することができない場合には、これらに代えて、前年度におけるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備

第九條 削除

第十條 削除

(設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定)

第十八條 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六條の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三條第一項の規定により記録した通信量等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七條の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、基礎的電気通信役務(とに算定しなければならない)。

別表第1 (第6条関係) 法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
適格電気通信事業者名

備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを、前年度における第一種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等と第二種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを算出して、別表第三二及び第三により支援機関に提出することができる。

(交付金の額を算定するための収益の額の算出)

第九條 支援機関は、法第百九條第二項に規定する収益の額(施行規則第十四條第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を加える方法により当該適格電気通信事業者ごとに交付金の額を算定するための収益の額を算出するものとする。

- 一 前条第一項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額
- 二 前条第二項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額に、施行規則第十四條第一号ロに規定する基礎的電気通信役務にあつては第六條第二項の規定により提出された第七條第三号に規定する割合を、施行規則第十四條第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務にあつては第六條第二項の規定により提出された第七條第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額

(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知)

第十條 支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四條第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務(とに、全ての接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。))について合計し、年度経過後三月以内に、適格電気通信事業者に通知するものとする。

- 一 第八條第一項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額等
- 二 第八條第二項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額等に、施行規則第十四條第一号ロに規定する基礎的電気通信役務にあつては第六條第二項の規定により提出された第七條第三号に規定する割合を、施行規則第十四條第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務にあつては第六條第二項の規定により提出された第七條第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額等

(設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定)

第十八條 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六條の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三條第一項の規定により記録した通信量等及び第十條の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七條の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、基礎的電気通信役務(とに算定しなければならない)。

別表第1 (第6条関係) 法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
適格電気通信事業者名

年度分 (単位 円)					
役務の細目	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役 務原価		設備利用部 門の基礎的 電気通信役 務原価	基礎的電気 通信役務原 価
		うち第一種 公衆電話機 台数削減以 外の原価	うち第一種 公衆電話機 台数削減原 価		
1 施行規 則第14 条第1号 に掲げる もの	(1) 同号 イに掲げ るもの				
	(2) 同号 ロに掲げ るもの				
	小 計				
2 施行規 則第14 条第2号 に掲げる もの	(1) 同号 イに掲げ るもの				
	(2) 同号 ロに掲げ るもの				
	小 計				
合 計					

【注1 略】

2 収益の額は、施行規則第 14 条第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第 40 条の3又は第 40 条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第 10 の1の科目ロ及びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に算定すること。

【3～6 略】

年度分 (単位 円)					
役務の細目	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役 務原価		設備利用部 門の基礎的 電気通信役 務原価	基礎的電気 通信役務原 価
		うち第一種 公衆電話機 台数削減以 外の原価	うち第一種 公衆電話機 台数削減原 価		
1 施行規 則第14 条第1号 に掲げる もの	(1) 同号 イに掲げ るもの				
	(2) 同号 ロに掲げ るもの				
	(3) 同号 ハに掲げ るもの				
	小 計				
2 施行規 則第14 条第2号 に掲げる もの	(1) 同号 イに掲げ るもの				
	(2) 同号 ロに掲げ るもの				
	(3) 同号 ハに掲げ るもの				
	小 計				
合 計					

【注1 同左】

2 収益の額は、施行規則第 14 条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第 40 条の3又は第 40 条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第 10 の1の科目ロ及びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に算定すること。

【3～6 同左】

別表第1の2（第6条関係） 第7条第5号に規定する事項
適格電気通信事業者名

年度分 (単位 円)				
役務の細目	他人資本費用	自己資本費用	利益対応税	合計
1 施行規則 第14条第2 号イに掲げ るもの				
2 施行規則 第14条第2 号ロに掲げ るもの				
合 計				

[注1～16 略]

別表第2の2（第6条関係）
 第7条第3号及び第4号に規定する割合
適格電気通信事業者名

[割る]

年度分

単位料金区域	第7条第4号に規定する割合（ ）

注 市内通信について記載することとし、（ ）内には、割合を算定するために使用した通信量の種類を明記すること。

別表第3 削除

別表第1の2（第6条関係） 第7条第5号に規定する事項
適格電気通信事業者名

年度分 (単位 円)				
役務の細目	他人資本費用	自己資本費用	利益対応税	合計
1 施行規則 第14条第2 号イに掲げ るもの				
2 施行規則 第14条第2 号ロに掲げ るもの				
3 施行規則 第14条第2 号ハに掲げ るもの				
合 計				

[注1～16 同左]

別表第2の2（第6条関係）
 第7条第3号及び第4号に規定する割合
適格電気通信事業者名

年度分

単位料金区域	第7条第3号に規定する割合（ ）

注 離島特例通信について記載することとし、（ ）内には、割合を算定するために使用した通信量の種類を明記すること。

第2表第2表

単位料金区域	第7条第4号に規定する割合（ ）

注 市内通信及び離島特例通信ごとに記載することとし、（ ）内には、割合を算定するために使用した通信量の種類を明記すること。

別表第3（第8条関係）

第1 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表（第8条第1項第1号及び第2号に掲げるものに限る。）

電気通信事業者名 _____
(電気通信設備の接続等を行っている適格電気通信事業者名 _____)

年度分 (単位 円)				
		第8条第1項 第1号に掲げ るものの額	第8条第1項 第2号に掲げ るものの額	合 計
1 施行規則 第14条第1 号に掲げる もの	同号ロに掲げ るもの			
2 施行規則 第14条第2 号に掲げる もの	(1) 同号イに 掲げるもの (2) 同号ロに 掲げるもの 小 計			
合 計				

注 当該年度において、接続料規則第 22 条に規定する精算が行われた場合には、2 の項の第 8 条第 1 項第 1 号に掲げるものの額の欄について、当該精算に係るものも含めて記載すること。

第 2 施行規則第 14 条第 1 号ロ並びに第 2 号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び制御電気通信役務の利用に関する負担額等明細表

電気通信事業者名 _____
(電気通信設備の接続等を行っている適格電気通信事業者名 _____)

年度分 (単位 回、秒、円)				
第 1 表 施行規則第 14 条第 1 号ロに掲げるもの				
	1 通信 回数	2 通信 時間	3 通信 回数に適 用される 額の単価	4 通信 時間に適 用される 額の単価
発信側端 末の帰属 する単位 料金区域	(単位 回)	(単位 秒)	(単位 円)	(単位 円)
着信側端 末の帰属 する単位 料金区域				

--	--	--	--	--	--

注 1 同一都道府県及び異なる都道府県間ごとに記載することとし、それぞれ発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、リルーテイング機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信役務の利用となるものごとについて記載すること。

2 1の記載事項について、第8条第2項の事項を記載する場合には、標題を「アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する離島特例通信」とすること。

3 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものの各表の通信回数欄については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ1回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるもの）にあつては、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

4 卸電気通信役務の利用となるものの通信回数欄については、発信側端末から着信側端末までの通信を1回とし、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

5 5の欄の数値が、1の欄から4の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的算出根拠を付すこと。

第2表 施行規則第14条第2号イに掲げるもの

	1 通信回数	2 通信時間	3 通信回数に適用される額の単価	4 通信時間に適用される額の単価	5 負担した額
単位料金区域	(単位回)	(単位秒)	(単位円)	(単位円)	(単位円)

注 1 当該年度において、接続料規則第 22 条に規定する精算が行われた場合には、当該精算に係るものを別に記載すること。

2 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、リルーテイング機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信役務の利用となるものごとに記載することとし、発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継

- 交換機との接続となるもの及び卸電気通信役務の利用となるものについては、それぞれアナログ公衆電話機及びデジタル公衆電話機ごとに記載すること。
- 3 2の記載事項について、第8条第2項の事項を記載する場合には、標題を「第一種公衆電話機又は第二種公衆電話機から発信する市内通信」とすること。
- 4 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものの各表の通信回数欄については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ1回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるもの）にあつては、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。
- 5 卸電気通信役務の利用となるものの通信回数欄については、発信側端末から着信側端末までの通信を1回とし、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。
- 6 の欄の数値が、1の欄から4の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的算出根拠を付すこと。

第3表 施行規則第14条第2号ロに掲げるもの

		1 通信回数	2 通信時間	3 通信回数に適用される額の単価	4 通信時間に適用される額の単価	5 負担した額
発信側端末の所属する単位料金区域	着信側端末の所属する単位料金区域	(単位回)	(単位秒)	(単位円)	(単位円)	(単位円)

注 1 該年度において、接続料規則第 22 条に規定する精算が行われた場合には、当該精算に係るものを別に記載すること。

2 一都道府県内及び異なる都道府県間ごとに記載することとし、それぞれ発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、ルーターインゲ機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信役務の利用となるものと（発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの及び卸電気通信役務の利用となるもの）にあつては、さらにアナログ公衆電話機及びデジタル公衆電話機ごとに記載すること。

3 の記載事項について、第8条第2項の事項を記載する場合には、標題を「第一種公衆電話機又は第二種公衆電話機から発信する離島特別通信」と記載すること。
 4 信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものの各表の通信回数の欄については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ1回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるもの）にあつては、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。
 5 電気通信役務の利用となるものの通信回数の欄については、発信側端末から着信側端末までの通信を1回とし、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。
 6 の欄の数値が、1の欄から4の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的算出根拠を付すこと。
 第3 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表（第8条第2項に掲げるものに限る。）
電気通信事業者名
 （電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名 _____）

年度分 (単位 円)				
		第8条第1項 第1号に掲げ るものの額	第8条第1項 第2号に掲げ るものの額	合 計
1 アナログ 電話用設備 又は総合デ ジタル通信 用設備に係 るもの	固定端末系伝 送路設備の一 端に接続され る端末設備か ら発信する離 島特別通信			
	(1) 市内通信			
2 施行規則 第14条第2 号に掲げる もの	(2) 離島特別 通信			
	小 計			
合 計				

注 当該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、2の項の第8条第2項に掲げるものの額（電気通信設備の接続に関する負担額に限る。）の欄について

別表第 4 (第 13 条関係)
第 1

[第 1 表 略]
[削る]

費用区分	算定方式
撤去費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第 14 条第 2 号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率

て、当該精算に係るものも含めて記載すること。
別表第 4 (第 13 条関係)

第 1
[第 1 表 同左]
第 2 表

通信量記録									
施行規則第 14 条第 1 号ロ及び第 2 号ロに規定する基礎的電気通信役務のうち同一の都道府県内における単位料金区域別通信量									
年度分									
発信側端末の帰属する単位料金区域	着信側端末の帰属する単位料金区域	同一中継区域内単一位料金区域間加入電話自動通話回回数	同一中継区域内単一位料金区域間公衆電話自動通話回回数	同一中継区域内単一位料金区域間デジタル公衆電話自動通話回回数	同一中継区域内単一位料金区域間加入電話自動通話時間	同一中継区域内単一位料金区域間公衆電話自動通話時間	同一中継区域内単一位料金区域間デジタル公衆電話自動通話時間	同一中継区域内単一位料金区域間加入電話自動通話時間	同一中継区域内単一位料金区域間公衆電話自動通話時間

注 1 音声伝送役務 (加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務 (網使用料及び業務委託)) について記録すること。
2 各欄には、通信回数は 1, 000 回、通信時間は 1, 000 時間を単位として記録すること。
3 同一都道府県内通信について、離島に関する通信料金の特例措置対象のある単位料金区域間のみ記録すること。
第 3 表
[表 同左]
[第 2 ・ 第 3 同左]

費用区分	算定方式
撤去費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第 14 条第 2 号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率

公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率	第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
廃棄物処理費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの 第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの 第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率	第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率

その他撤去に係る費用	当該適格電気通信事業者のフアイナンス・リース取引の契約のうち第一種公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。以下「リース契約」という。）の解除に要した費用のうち施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第 14 条第 2 号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第 14 条第 2 号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
除去損	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの 別表第 9 の 3 において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第 14 条第 2 号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの 別表第 9 の 3 において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第 14 条第 2 号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
管理共通費	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの 電気通信事業会計規則別表第 2 様式第 14 の規定する基準により配賦した基礎的電気通信役務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下、「管理共通費」という。）×施行規則

	第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第 14 条第 2 号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
その他撤去に係る費用	当該適格電気通信事業者のフアイナンス・リース取引の契約のうち第一種公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。以下「リース契約」という。）の解除に要した費用のうち施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第 14 条第 2 号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第 14 条第 2 号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第 14 条第 2 号ハに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第 14 条第 2 号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
除去損	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの 別表第 9 の 3 において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第 14 条第 2 号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの 別表第 9 の 3 において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第 14 条第 2 号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 施行規則第 14 条第 2 号ハに係るもの 別表第 9 の 3 において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第 14 条第 2 号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
管理共通費	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの 電気通信事業会計規則別表第 2 様式第 14 の規定する基準により配賦した基礎的電気通信役務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下、「管理共通費」という。）×施行規則

則第 14 条第 2 号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの 管理共通費×施行規則第 14 条第 2 号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率	
---	--

別表第 9 の 5 (第 17 条の 2 関係)

第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表

適格電気通信事業者名

年度分
(単位: 円)

対象区分	対象役務	地域名			合計		
		金額	件数	平均費用	金額	件数	平均費用
公衆電話端末及びこの附属設備撤去費用	端末設備撤去費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの					
		施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの					
	公衆電話ボックス等撤去費用	特殊工事を含まない場合					
		特殊工事を含む場合					

則第 14 条第 2 号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの 管理共通費×施行規則第 14 条第 2 号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率	
---	--

別表第 9 の 5 (第 17 条の 2 関係)

第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表

適格電気通信事業者名

年度分
(単位: 円)

対象区分	対象役務	地域名			合計		
		金額	件数	平均費用	金額	件数	平均費用
公衆電話端末及びこの附属設備撤去費用	端末設備撤去費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの					
		施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの					
	公衆電話ボックス等撤去費用	特殊工事を含まない場合					
		特殊工事を含む場合					

キャビネット等撤去費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの						
	施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの						
メタルケージ撤去費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの						
	施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの						
廃棄物処理費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの						
	施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの						
その他撤去に係る費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの						
	施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの						
除去損	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの					
		施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの					
	メタルケージに係るもの	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの					
		施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの					

	キャビネット等撤去費用	2号ハに係るもの 施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの 施行規則第14条第2号ハに係るもの							
メタルケージ撤去費用		施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
廃棄物処理費用		施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
その他撤去に係る費用		施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
除去損	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの	施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
	メタルケージに係るもの	施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							

管理共通費							
合計		施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの					
		施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの					
		施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの					
		施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの					
合 計							
備 考							

[注 1 ～ 7 略]

8 「備考」の項目には、施行規則第 14 条第 2 号イ及びロに係るトラヒック対第一種公衆電話機に係るトラヒック比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。

別表第 10 (第 19 条関係)

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表

適格電気通信事業者名

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 控除対象原価の内容	【略】	年度分 (単位 円)
一 営業費	イ 注文獲得費	(1) 窓口又は電話受付部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付又は割引サービス等の受付若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第2号イに規定する基礎的電気通信役務に係る原価		
		(2) 販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売	施行規則第14条第2号イに規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びロに規定する基礎的電気通信役		

管理共通費		施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの				
合計		施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの				
		施行規則第 14 条第 2 号ハに係るもの				
		施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの				
		施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの				
		施行規則第 14 条第 2 号ハに係るもの				
合 計						
備 考						

[注 1 ～ 7 同左]

8 「備考」の項目には、施行規則第 14 条第 2 号イ、ロ及びハに係るトラヒック対第一種公衆電話機に係るトラヒック比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。

別表第 10 (第 19 条関係)

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表

適格電気通信事業者名

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 控除対象原価の内容	【同左】	年度分 (単位 円)
一 営業費	イ 注文獲得費	(1) 窓口又は電話受付部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付又は割引サービス等の受付若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価		
		(2) 販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売	施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びハに規定		

	売に係る原価	務に係る原価のうち、当該基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの	
	〔略〕	(4) 代理店営業部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第2号イに規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの
	〔略〕	(5) 販売サポート部門における割引サービス等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理のうち、通話に係るもの又はテレホンカードの販売及び作成等に係る原価	施行規則第14条第2号イ及びハに規定する基礎的電気通信役務に係る原価のうち、テレホンカードに関するもの（報奨金に係るものを除く。）以外のもの
	〔同左〕	(4) 代理店営業部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びハに規定する基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの
	〔同左〕	(5) 販売サポート部門における割引サービス等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理のうち、通話に係るもの又はテレホンカードの販売及び作成等に係る原価	施行規則第14条第1号ロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価のうち、テレホンカードに関するもの（報奨金に係るものを除く。）以外のもの

注 1 施行規則第 14 条第 1 号イ及びロ並びに第 2 号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務ごとに記載すること。
〔 2 ～ 5 略 〕

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう

改正後	改正前
附則 「1 略」 2Ⅱ 削除 「3 ゝ 4 略」	附則 「1 同上」 2Ⅱ (経過措置) 改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第一号ロのアナログ電話用設備に係る離島特例通信に関しては、当分の間、新施行規則第三章の規定及び改正後の算定規則（以下「新算定規則」という。）の規定は、適用しない。 「3 ゝ 4 同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		附則
		(補填対象額の算定等の特例) 第二条 交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第五條	第五條	略
第一項	第一項	略
		二 法第九條第二項の原価のうち施行規則第十四條第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 〔削る〕
		三 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四條第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 イ 法第九條第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額
		一 次に掲げる額を合算して得た額 〔イ 略〕 ロ 基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四條第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（一）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 〔削る〕
		ハ 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四條第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 (1) 基礎的電気通信役務原価（一）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 施行規則四十條の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支
		略
改正前		附則
		(補填対象額の算定等の特例) 第二条 〔同上〕
第五條	第五條	〔同上〕
第一項	第一項	〔同上〕
		二 法第九條第二項の原価のうち施行規則第十四條第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 三 法第九條第二項の原価（施行規則第十四條第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 四 〔同上〕
		一 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四條第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（一）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 ハ 基礎的電気通信役務原価（一）（施行規則第十四條第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 二 〔同上〕
		(1) 基礎的電気通信役務原価（一）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 施行規則四十條の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額	表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額
四 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額	二 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 (1) 基礎的電気通信役務原価（一）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額
ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額	「削る」 二 次に掲げる額を合算して得た額 「イ 略」 ロ 基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（二）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、
当該上回る額 ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額	表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 「同上」 ホ
五 「同上」 イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額	(1) 基礎的電気通信役務原価（一）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 「同上」 ハ
六 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額	(1) 基礎的電気通信役務原価（一）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 「同上」 「イ 同上」 ロ 基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（二）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、

海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 〔削る〕 ハ 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 (1) 基礎的電気通信役務原価（二）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ニ 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 (1) 基礎的電気通信役務原価（二）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 〔削る〕	海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 ハ 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 (1) 基礎的電気通信役務原価（二）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ニ 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額 (1) 基礎的電気通信役務原価（二）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 〔削る〕
	の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額
額 ハ 基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ニ 〔同上〕 ホ 〔同上〕 ヘ 〔同上〕 (1) 基礎的電気通信役務原価（二）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る場合の当該上回る額 〔同上〕	海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 ハ 基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ニ 〔同上〕 ホ 〔同上〕 ヘ 〔同上〕 (1) 基礎的電気通信役務原価（二）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る場合の当該上回る額 〔同上〕

[略]	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価	
	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価 (一)	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価 (二)
[同上]	記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業収益の額を上回る場合の当該上回る額	
[略]	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価	
	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価 (一)	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価 (二)
[同上]	記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業収益の額を上回る場合の当該上回る額	

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第三十八の二（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）第一表については、当分の間、三の項及び四の項を記載しないこととする。

3 令和六年度に提出する基礎的電気通信役務収支表第一表については、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第十四条第二号ロに規定する電気通信役務の提供に係る営業収益、営業費用及び営業利益は、欄を設けて記載することとし、同表の注二の適用については、同注二中「第十四条第二号イ」とあるのは「令和六年一月一日から令和六年三月三十一日までの間に提供した第十四条第二号イ」とする。

4 令和五年度に提供された基礎的電気通信役務の提供に係る補填対象額の算定にあつては、この省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第六条第一項に規定する原価及び収益の額（旧施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。）、算定規則第七条第三号及び第四号に規定する通信量の割合並びに同規則第十三条に規定する通信量

等の記録については、令和五年四月一日から令和五年十二月三十一日までの基礎的電気通信役務の提供に係るものとし、この省令による改正前の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第八条の適用については、同条第一項及び第二項中「前年度」とあるのは「令和五年四月一日から令和五年十二月三十一日まで」とする。